

K 6 5 6 - 2 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの） 40,050点

【通知】

(1) 次の患者に対して、腹腔鏡下にスリーブ状胃切除術を実施した場合に限り算定する。

ア 6か月以上の内科的治療によっても十分な効果が得られないBMIが35以上の肥満症の患者であって、糖尿病、高血圧症、脂質異常症又は閉塞性睡眠時無呼吸症候群のうち1つ以上を合併しているもの。

イ 6か月以上の内科的治療によっても十分な効果が得られないBMIが32.5～34.9の肥満症及びヘモグロビンA1c（HbA1c）が8.4%以上（NGSP値）の糖尿病の患者であって、高血圧症（6か月以上、降圧剤による薬物治療を行っても管理が困難（収縮期血圧160mmHg以上）なものに限る。）、脂質異常症（6か月以上、スタチン製剤等による薬物治療を行っても管理が困難（LDLコレステロール140mg/dL以上又はnon-HDLコレステロール170mg/dL以上）なものに限る。）又は閉塞性睡眠時無呼吸症候群（AHI \geq 30の重症のものに限る。）のうち1つ以上を合併しているもの。

(2) 実施するに当たっては、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療について5年以上の経験を有する常勤の医師（当該保険医療機関に配置されている医師に限る。）が治療の必要性を認めていること。

(3) 長期継続的に生活習慣病の管理を行うため、患者の同意を得た上で治療計画を作成し、当該手術の副作用等を含めて患者に説明し、文書により提供するとともに、術後の継続的な治療を他の保険医療機関において行う場合は、術後の継続的な治療を担う他の保険医療機関へ当該患者に係る治療計画及び診療情報を文書により提供すること。また、手術前のBMI、手術前に行われた内科的管理の内容及び期間、手術の必要性等を診療報酬明細書の摘要欄及び診療録に記載すること。

【施設基準】

(1) 外科又は消化器外科、麻酔科及び内科、循環器内科、内分泌内科、代謝内科又は糖尿病内科を標榜している保険医療機関である。

(2) 腹腔鏡を使用した胃の手術（区分番号「K647-2」、「K649-2」、「K654-3」、「K655-2（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む）」、「K655-5（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む）」、「K656-2」、「K657-2（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を含む）」、「K662-2」、「K666-2」、「K667-2」又は「K667-3」）が1年間に合わせて20例以上実施されている。

- (3) 外科又は消化器外科について5年以上の経験を有し、当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として5例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されている。
- (4) 当該手術を担当する診療科において、常勤の医師が2名以上配置されている。
- (5) 常勤の麻酔科標榜医が配置されている。
- (6) 高血圧症、脂質異常症、糖尿病又は肥満症に関する診療について合わせて5年以上の経験を有する常勤の医師1名が配置されている。
- (7) 常勤の管理栄養士が配置されている。
- (8) 緊急手術体制が整備されている。
- (9) 前年度の実績等を地方厚生（支）局長等に届け出ている。
- (10) 当該保険医療機関において当該手術を実施した患者に対するフォローアップ（年に1回、体重、生活習慣病の重症度等を把握することをいう。）を行っており、フォローアップの内容が一元的に記録されていること。なお、術後5年目の捕捉率が7割5分以上であることが望ましい。

【届出に関する事項】

腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）に係る届出は、別添2の様式52及び様式65の6を用いる。